

社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成24年2月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: k@iemura.jp URL: <http://www.hotsuru.jp>

平成24年度の各種保険料 料率変更について

4月から雇用保険、労災保険、健康保険・介護保険の料率が変わりますので、お知らせいたします。

◆雇用保険料率が下がります

厚生労働省は、平成24年度の雇用保険料率を告示しました。平成23年度に比べて0.2%引き下げられます。保険料率は以下の通りです。

(一般の事業の場合)

	平成23年度	平成24年度
労働者	0.6%	0.5%
事業主	0.95%	0.85%
合計	1.55%	1.35%

※労使それぞれ0.1%引き下げ、トータル0.2%引下げ。

◆労災保険料率が一部下がります

厚生労働省は、平成24年度の労災保険料について、平均して5.4/1,000→4.8/1,000に引き下げる方針を明らかにしました(4月1日に改正省令を施行予定)。

なお、業種により異なります。例として幾つかの業種を以下に挙げましたのでご参照下さい。

引下げ (35業種)	H23年	H24年
卸売業、小売業、飲食店、宿泊業	0.4%	0.35%
通信業、放送業、新聞業、出版業	0.3%	0.25%
金融業、保険業、不動産業	0.3%	0.25%

据え置き (12業種)	H23年	H24年
化学工業	0.5%	0.5%
その他の各種事業	0.3%	0.3%

◆健康保険料率・介護保険料率が変わります

全国健康保険協会(協会けんぽ)によると、平成24年3月分(4月納付分)から適用される都道府県別の保険料率が変わります。

労使トータル	～H24年2月分	H24年3月分～
北海道、福岡 (最高)	9.60%	10.12%
栃木	9.47%	9.95%
埼玉	9.45%	9.94%
千葉、茨城	9.44%	9.93%
東京	9.48%	9.97%
神奈川	9.49%	9.98%
長野(最低)	9.39%	9.85%

(保険料率の全国平均は現行9.50%→10.00%)

また、協会けんぽの介護保険料率も同時に改定され、介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の保険料率は平成24年3月分から、今までの1.51%から1.55%へと改定されます(労使トータル)。

なお、組合健康保険の保険料率は、組合ごとに異なるので、それぞれの組合健康保険に、ご確認ください。

社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 24 年GW号—

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: k@iemura.jp URL: <http://www.hotsuru.jp>

平成 24 年 労働法制をめぐる動き

第180回通常国会では、労働関連の重要法案が軒並み提出されています。

4月25日時点の状況は下記の通りです。

◆改正労働者派遣法—成立

主な内容は、①派遣会社が派遣料金と賃金の差額の比率をインターネット等で公開することを義務付ける ②派遣先企業が契約期間を超えて働かせるなど違法な派遣があった場合には、派遣先企業が直接雇用しているとみなし、社員に登用させる「みなし雇用制度」を導入する、となっています。

「派遣切り」への対応として2010年から継続審議されていましたが、ようやく成立に至りました。

◆改正高年齢者雇用安定法—審議中

現在多くの企業では、定年後の再雇用を希望する社員を、健康状態や働く意欲、人事考課等を目安とする社内基準に沿って選んでいます。

改正案では、希望者全員を65歳まで雇用することを企業に義務づけることが盛り込まれています。

年金の段階的支給開始の引き上げにより、定年後に給料も年金も受け取れない人が発生することが予定される中、審議の行方が注目されるようです。

◆改正労働契約法—審議中

主なポイントとしては①同じ事業主による有

期雇用が5年を超える場合、労働者側の申し込みで無期雇用になる②契約を反復更新し、無期契約と実質的に変わらない有期労働者などは、合理的な理由がなければ雇い止めできないとすることを初めて法律で明文化③有期と無期労働者との待遇に不合理な格差を設けてはならない—などです。

弊所では今後も法改正の動向に注目し、皆様に情報を提供していきたいと考えています。

児童手当拠出金の料率変更

平成24年4月から(5月納付分より)児童手当拠出金の料率が変更されます。(0.13%→0.15%)

児童手当拠出金は全額会社が負担し、厚生年金保険料と一緒に納付するものです。(給与の計算には影響しません。)

被扶養者資格の再確認について

協会けんぽでは、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかの確認を行っています。平成24年度も5月末から7月末までの間、被扶養者資格リストが会社あて送付されますので確認方よろしくお願い致します。

<GW期間中の事務所の営業について>

GW期間中、弊所はカレンダー通り営業いたします。よろしくお願い申し上げます。

社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 24 年 6 月号—

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: k@iemura.jp URL: <http://www.hotsuru.jp>

平成 24 年度 労働保険年度更新

既に労働局から申告書等が送付されています。

個別の労働保険年度更新に関する平成24年度労働保険料（労災・雇用）の申告・納付期間は6月1日から7月10日までとなっております。

平成23年度の給与・賞与データの整理・準備をお願いします。

算定基礎届 賞与支払届

6月中に算定基礎届、賞与支払届の用紙が送られてきます。事業主の皆様には4月から6月までの賃金、及び夏季に支払う賞与のデータの整理・準備をお願いします。

年金事務所による調査、強化へ

ここ数年、「年金記録問題」への対応を最優先させてきた年金事務所が、平成24年度から本格的に全ての適用事業所を調査対象とし、4年に1回、調査を実施する方針が決定されました。

●年金事務所による「調査」とは

年金事務所による「調査」は、大きく分けると、次の2つです。

①「総合調査」

被保険者の資格の取得、喪失及び報酬の届出状況、保険料控除の状況などを総合的に調査。

②「報酬調査」

算定基礎届や月額変更届など、報酬にかかる届け出内容を調査。(7月～9月を中心に実施)

なお、労働保険、社会保険について誤り等があった場合は、過去2年分遡及し、修正・支払いを求められる場合があります。

また、会計検査院による調査対象となった場合、さらに厳しい調査内容となることが予想され、より一層、慎重な対応が求められます。

●社会保険未加入の事業所に対する取り組み

社会保険に未加入の事業所(未適事業所)に対する取り組みも強化されます。

具体的には以下の通りです。

①厚生年金保険と雇用保険の適用事業所全数を突合するなどによる、正確な実態の把握

②未適事業所に対する、文書・訪問等による加入指導

③年金事務所によって若干実施方法が異なるが、社員の多い事業所から優先的に加入指導を実施し、3年以内に未適事業所を半減する。



ご不安、ご不明な点等生じましたら

当事務所に、お気軽にご相談ください。

家村より

つくばの竜巻被害が報道された折には、お見舞いの電話・メール等多数の方からご心配いただき有難うございました。おかげさまで無事でした。竜巻の様子については HP に挙げておきましたので、ご覧ください。なお、7月は被災地支援の依頼があり、東北3県に行って講師をしてみたいです。その様子は後日報告させていただく予定です。

社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 24 年 8 月号—

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: k@iemura.jp URL: <http://www.hotsuru.jp>

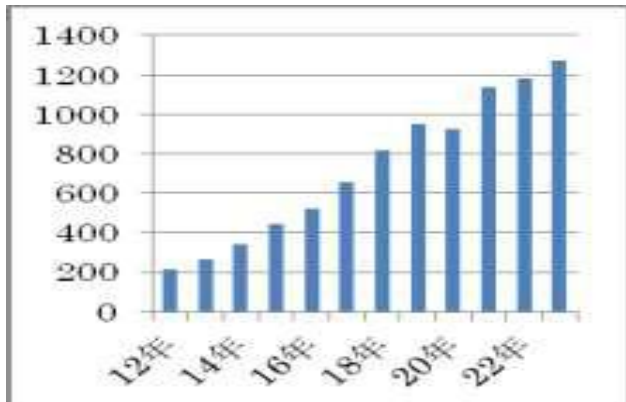
精神障害の労災請求件数が3年連続 で過去最高を更新

厚生労働省は、平成23年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を発表しました。以下、簡単にまとめましたので、ご参照下さい。

●精神障害等の労災認定状況

精神障害に対するH23年度の労災請求件数は、1,272件、労災支給決定件数も325件と、いずれも過去最高を更新しました。

H12年度—H23年度 労災請求件数の推移



なお、労災支給決定の内訳をみると、職種別では専門的・技術的職業従事者（研究職、製造業開発担当者等）、事務従事者、販売従事者の順に多く、年齢別では、「30～39歳」、「40～49歳」の順に多くなっています。

昨年末には、労災認定審査の迅速化を図るため、精神障害等に係る労災認定基準が見直されました。また、医師等によるメンタルヘルス面接指導の義務化が盛り込まれた「改正労働安全衛生法案」が今国会で、継続審議中です。

今後も精神障害による労災申請の増加が予想されています。会社においては、各自の業務の洗い出し等による仕事の効率化、残業させる場合の手順・労働時間管理、休職規程のあり方、復職の方法等、労務管理の重要性がさらに高まっているといえます。



ご不安、ご不明な点等生じましたら
当事務所に、お気軽にご相談ください。

所長だより

日本 NPO センターが非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの協力を受けて実施する「市民活動団体 (NPO) 育成・強化プロジェクト」の集合研修の講師として、7月に3回にわたり岩手・宮城・福島に行きました。本研修は、被災された地域で現在も活動している NPO のリーダー育成を目的とするものです。被災地では仮設住宅の見守り、子育て、介護等多くの NPO が活動しています。今後も復興に向けた活動を応援していきたいです。



～夏季休業のお知らせ～

8月13日(月) から16日(木)まで休業いたします。よろしくお願い申し上げます。

社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 24 年 9 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail : k@iemura.jp URL : <http://www.hotsuru.jp>

法改正の動向

第180回通常国会で相次いで労働関連の重要な法案が成立しました。

- ・労働契約法
- ・高年齢者雇用安定法
- ・労働者派遣法

また社会保障と税の一体改革に関連し、年金についても様々な法改正が行われます。

どの改正も今後の会社の業務運営や私たちの生活に大きく影響すると思われます。

事務所ニュースでは詳細が決まり次第、順次ご案内していく予定です。

最低賃金 東京は 850 円に

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、東京労働局長に対し、「東京都最低賃金を10月1日から13円引き上げて、**837円(現行)⇒850円に改正**するのが適当である」との答申を行いました。

これにより東京都最低賃金は、**10月1日から850円**に引き上げられます。なお、東京近郊の改正状況は以下の通りです。(※茨城は10月6日)

	H23年	引上げ幅	H24年
東京	837円	+13円	850円
神奈川	836円	+13円	849円
茨城	692円	+7円	699円
栃木	700円	+5円	705円
埼玉	759円	+12円	771円
千葉	748円	+8円	756円

厚生年金保険料率が変わります

平成24年9月から(10月納付分より)厚生年金保険料率に変更されます。

・**16.412%→16.766%**(労使折半)

資格取得時の本人確認の徹底

偽名で健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届を提出し、健康保険証が交付された事案が判明しました。今後はこのようなことが無いよう資格取得の際に、本人確認が徹底されます。事業主の方には次のような手順でお願いすることになります。

- ①年金手帳により基礎年金番号を確認
- ②基礎年金番号を確認できない場合、運転免許証等(写真つきの公的な証明書)により本人確認。なお、年金手帳が無い場合は、資格取得届と「年金手帳再交付申請書」を併せて提出。

国民年金保険料の後納制度

10月から過去10年間の国民年金保険料の未納分を納付できる制度が実施されます。(平成27年9月までの時限立法)

これにより、1)将来受け取る年金を増額できたり、2)納付期間が足りず年金が受けられなかった人が受給できたりする可能性があります。ただし、制度を利用できる対象者は限定されています。ご不明な方は、弊社事務所までお問い合わせください。

社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 24 年 11 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail : k@iemura.jp URL : <http://www.hotsuru.jp>

法改正の動向

事務所ニュース9月号でもご案内しましたが、厳しい経済・雇用情勢が続く中、労働関係の法改正や見直しが相次いでいます。

その中から本号では、労働者派遣法、労働契約法、障害者雇用促進率制度の見直しについて留意すべき点をまとめましたので、ご参考ください。

☆労働者派遣法☆

平成24年10月1日に改正労働者派遣法が施行されました。主なポイントは以下の通りです。

- ①日雇派遣の原則禁止（30日以内の派遣）
- ②グループ企業派遣の8割規制
（もっぱら派遣の制限）
- ③派遣会社の受け取るマージンの率などの情報提供の義務化
- ④離職後1年以内の派遣労働者を元の勤務先に派遣することの禁止

厚生労働省HPで法改正に伴うQ & Aが掲載させております。

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/05.html)

派遣元・派遣先企業双方に課される事項が増加していますので、ご注意ください。

☆労働契約法☆

改正ポイントは、大別すると以下の3つです。

- ①無期労働契約への転換
- ②「雇止め法理」の法定化

③不合理な労働条件の禁止

このうち、②に関しては、平成24年8月10日施行済みで、残る①・③に関しては、平成25年4月1日施行予定です。

なお、①無期契約への転換に関しては、通算5年を超えて反復更新された場合に対象となりますが、「5年」のカウントは、あくまで施行日以後に開始する有期労働契約が対象になりますので、ご注意ください。

☆障害者雇用率制度の見直し☆

障害者法定雇用率が引き上げられます。

・平成25年4月1日から1.8%⇒**2.0%**

（※従業員50人以上で民間企業の場合）

平成25年度問題（2013年度問題）

平成25年度問題とは、昭和28年4月2日（平成25年度に60歳になる方）から、昭和30年4月1日生まれの男性の方の特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が61歳からになり、**60歳から年金が支給されず空白期間が生ずることを言います。**

生年月日

S28.4.2～S30.4.1 の男性の方の支給開始イメージ図

60歳 61歳 65歳

無	報酬比例部分	老齢厚生年金
		老齢基礎年金

次号では、この問題に深く関わる高齢者雇用安定法の改正について解説します。